# つくば市の市章の取扱いに関する要項

令和４年７月21日一部改正

（趣旨）

第１条　この要項は、つくば市の市章（以下「市章」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用基準）

第２条　市章は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

(1) 市の信用及び品位を損なうおそれがある場合

(2) 市等と申請団体等又は市等の事業と申請団体等の事業とが混同し、誤解を招くおそれがある場合

(3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する場合

(4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

(5) 政治又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合

(6) 前５号に掲げるもののほか、市章の使用について市長が適当でないと認める場合

（申請）

第３条　市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始前に、次に掲げる書類（電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。）を市長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、つくば市の機関がつくば市の事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。

(1) 市章使用承認申請書（様式第１号）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（電磁的記録を含む。）

（承認及び不承認）

第４条　市長は、市章の使用の承認を決定したときは、申請者に対し、市章使用承

認通知書（様式第２号）により通知する。この場合において、市長は、市章の使用上必要があると認めるときは、承認に条件を付することができる。

２　市長は、市章の使用の不承認を決定したときは、申請者に対し、市章使用不承認通知書（様式第３号）により、不承認の理由を明記して通知する。

（承認の取消し）

第５条　市章の使用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるに至った場合は、市長は、市章使用承認取消通知書（様式第４号）により、当該承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により使用の承認を受けた場合

(2) 承認に際し付した条件に違反した場合

(3) この要項に違反して使用した場合

附　則

この要項は、平成 24 年７月５日から施行する。

附　則（令和３年５月 24 日　部長決裁）

この要項は、令和３年５月 24 日から施行する。

附　則（令和４年７月 21 日　部長決裁）

この要項は、令和４年７月 21 日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

# 市章使用承認申請書

年　　月　　日

つくば市長　宛て

申請者

郵便番号

住　　所

団 体 名

代 表 者

電話番号

下記のとおり市章を使用したいので、申請します。

記

1　事業等の名称

2　使用目的

3　使用方法

4　使用期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

5　市章図画の提供希望　　不要　　要(メール　　)

6　添付書類　□開催要領　□収支予算書　□団体の会則又は規約

□役員その他事業関係者等の名簿　□後援名義使用承認通知書

□資料（チラシ、ポスター、プログラム、新聞報道等）

□その他（　　）

様式第２号（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

つくば市長　　㊞

市章使用承認通知書

年　　月　　日付けで申請がありました件について、下記のとおり承認します。

記

１　事業等の名称

２　使用期間

３　使用方法

様式第３号（第４条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

つくば市長　　㊞

市章使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請がありました件について、下記のとおり不承認とします。

記

１　事業等の名称

２　使用方法

３　不承認理由

様式第４号（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

つくば市長　　㊞

市章使用承認取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認した件について、下記のとおり取り消します。

記

１　事業等の名称

２　使用期間

３　使用方法

４　取消理由